

# シンポジウム「科学的証拠と刑事裁判」を 開催して

刑事問題対策委員会 副委員長 久保博之

1 今回のシンポジウム開催のきっかけは、一昨年である平成24年8月16日、衝撃的な報道を耳にしたことから始まります。その報道とは、和歌山県警の科学捜査研究所、いわゆる科捜研において、その研究員が鑑定書類をねつ造していた、という報道でした。

科捜研は各都道府県の警察に設置される公的な研究機関です。何をを行っている研究機関であるのかと申しますと、たとえば、犯行現場に残された血液（血痕）、体液（唾液、精液等）、毛髪、骨、繊維など犯罪に関連する多くの資料について鑑定・検査を行っております。そして、DNA型鑑定なども行ったり、火災、交通事故や放火、ひき逃げ、発砲事件での再現実験なども行っております。

報道によれば、その研究員は、①昭和60年頃から25年以上も科捜研に勤務している研究員であり、②科捜研の中でも主任研究員の地位にあり、③薬物などの化学分野の分析や鑑定を担当しているとのことでした。そして、④捏造されたのは、交通事故や無理心中事件などで証拠品とされる繊維（片）の素材や塗料（片）の成分を特定するための分析データとのことでした。この研究員は、赤外線を使う（分光光度計とよばれる）専門機器を用いまして、赤外線を物質にあてて得られたデータの波形図か

ら物質を特定する作業をしていました。しかし、波形図の見栄えが悪かったとして、過去に同様の物質を分析した際に得られたはっきりした波形図を流用していたとされました。また、研究員は専門機器に接続されたパソコンに保存されていた波形図を取り出し、日付や事件名だけを書き換えていたとも報道されました。また、初期の報道では、⑤鑑定書類のねつ造の件数は少なくとも7件に上る、というものでした。

しかし、その後の報道では、この研究員がねつ造した鑑定書類の数は増え、「時効の点で立件は見送ったが、覚せい剤取締法違反事件などで19件のねつ造が判明した」という報道や、「当時の資料が十分に残っていないため、この研究員のねつ造があったのか無かったのかすら明らかでない鑑定もある」、という報道も、なされておりました。すくなくとも、刑事的な時効の観点を除いた場合、この研究員がねつ造をした鑑定書類や事件の数というのは、相当程度存在しており、表に出てこないかなりの余罪があるであろうことも窺える、というものでした。

2 このような報道の後、和歌山県警は一昨年の末である平成24年12月17日、この研究員を「証拠偽造、有印公文書偽造・同行使」の容疑で、在宅のまま、和歌山地

検に書類送検をしました。と同時に、和歌山県警はこの研究員を停職3ヶ月の懲戒処分とし、この研究員は依願退職を認められ退職をしました。

そして昨年3月28日、和歌山地検はこの研究員を起訴し、昨年6月13日には懲役2年執行猶予4年の執行猶予判決が出ております。

これにより、この研究員が行った鑑定書類のねつ造については、刑事事件としての一つの区切りが付いてはおります。

3 しかし、この事件は、DNA型鑑定などを行っている機関である科捜研の主任研究員が、時効が成立するほど以前から、繰り返し、鑑定書類をねつ造していたという事件です。この研究員の刑事処分が決まったことで、この問題が解決するわけではありません。

ご承知のとおり、平成21年5月から裁判員裁判が施行されました。また、他方では、足利事件などの再審無罪判決が出たこともあり、現在、刑事司法は大変革期にあります。刑事司法では、取調べの可視化の範囲が拡大してきているのと同時に、刑事裁判実務でも従来の供述証拠の過度な偏重から脱却しつつあります。そして、科学捜査に基づくいわゆる客観証拠によって事実認定を行うことこそが重要であるとされてきております。

そのような中で、科学捜査を担っている科捜研の鑑定書類が繰り返しねつ造されていたことは、過去の刑事裁判の事実認定に疑問を生じさせるとともに、刑事司法に対する国民の信頼を失墜させる、極めて重大な事態であるといわざるを得ません。

当会では、和歌山県警科捜研のねつ造に関する初期の報道に接した直後である平成24年9月12日、この事件の徹底した原因究明と再発防止のために、弁護士などの第三者を参加させた検証機関の設置を求める会長声明を出しております。また、その後の平成24年12月にも、和歌山県公安委員会に対して、弁護士などの第三者を参加させた調査機関の設置を求める申し入れを行っております。しかし、和歌山県公安委員会からは、現在（本稿執筆時）まで、公式な回答を一切頂いておりません。

4 そこで、刑事問題対策委員会としては、この問題を風化させることなく一般市民の方との間で問題の所在を共有することを目的として、今回のシンポジウムを企画・開催致しました。

シンポジウムには、まず、ジャーナリストの江川紹子さんをお招きして、①現在既に報道等がなされている他の「証拠ねつ造事件」としてどのようなものがあるのか、②証拠ねつ造事件が刑事裁判に与える影響、③各種証拠ねつ造事件に対して各公安委員会や都道府県警等が行った原因究明はどのようなものがあるのか、についてご講演を頂きました。

その後、川崎英明教授（関西学院大学）、小坂井久弁護士（大阪弁護士会）、江川紹子さんの3人によるパネルディスカッションを行いました（コーディネーターは赤木俊之刑事問題対策委員会委員長）。川崎教授からは、今回の刑事事件で問題となった科学的証拠以外に「科学的証拠」と呼ばれる証拠にはどのようなものがあるのか、そして「科学的証拠」が万が一ねつ造されて

しまった場合には如何なる問題点が生じる虞があるのか、についてお話をして頂きました。私個人としては、川崎教授のお話の中で「科学的証拠の信用性を確保するには、鑑定資料を保管し、事後的な再鑑定の可能性を確保することが最良である」とのお話が出ていたことは、大変興味深く思えました。しかし、他方で、実際の刑事実務においては、捜査機関による鑑定資料の全量費消がしばしば行われてしまっており、弁護人の側において再鑑定を行うことの出来ない場合が少なくないという実情があります。このような実務の現状からすれば、川崎教授のお話しされた「再鑑定可能性」を確保する為には、何よりも鑑定資料の収集・保管・費消に関するルールにつき、今後策定をしていく努力が必要なのではないか、

と感じました。

また、小坂井弁護士からは、「取調べの可視化」の拡大は、これまでブラックボックスであった取調べについて「事後的な検証可能性」を確保するものであると、改めてお話をして頂きました。私は、このことから、科学的証拠に関しても、信用性の基礎を単に捜査機関の専門性に委ねるのではなく、「事後的な検証可能性」を担保する制度的枠組が構築されるべきであると考えました。そして、科学的証拠に関する最良の「事後的な検証可能性」とは、結局、川崎教授の仰る「再鑑定可能性」であり、そのためには先ほど述べた鑑定資料に関するルール作りが必要不可欠なのではないか、と思うに至った次第です。



江川さんによる基調講演の様子



パネルディスカッションの様子